

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 使用料（第12条関係）		別表第1 使用料（第12条関係）	
港湾施設	金額	港湾施設	金額
[略]		[略]	
軌道走行式荷役機械	使用時間30分までごとに <u>32,225円</u>	軌道走行式荷役機械	使用時間30分までごとに <u>33,159円</u>
上屋	1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあってはくん蒸する貨物の取扱量1トンまでごとに <u>147円15銭</u> を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては1日までごとにコンセント1口ごとに2,713円及び電気料金を当該合計額に加えた額）とする。 (1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>16円98銭</u> (2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに <u>33円96銭</u> (3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>50円94銭</u>	上屋	1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあってはくん蒸する貨物の取扱量1トンまでごとに <u>151円42銭</u> を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては1日までごとにコンセント1口ごとに2,713円及び電気料金を当該合計額に加えた額）とする。 (1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>17円48銭</u> (2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに <u>34円95銭</u> (3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>52円42銭</u>
[略]		[略]	
[略]		[略]	
別表第2 占用料（第12条関係）		別表第2 占用料（第12条関係）	

区 分		金 額
工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>100円</u>
	電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>470円</u>
	[略]	
[略]		

区 分		金 額
工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>120円</u>
	電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>550円</u>
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に港湾施設の占用の許可を受けた者の当該許可に係る令和7年3月31日までの間の占用料の額については、なお従前の例による。